

昭 和 5 5 年 度

# 秋田県環境技術センター年報

第 8 号

秋田県環境技術センター



## は し が き

昭和55年は当環境技術センター（旧公害技術センター）設立以来満10年を迎えた年である。

昭和42年公害対策基本法制定以来、各法令の制定と相俟って、行政と企業がそれぞれの立場で国民の健康的な生活環境を創るため努力して来た。現在は本県の状況から環境基準を越える実態が非常に少なくなり、初期の目的を達成しつつあることは喜びにたえない。

公害対策が曲り角に来たとよく言われる。企業が対応してきた努力によって環境基準を越えない範囲の数値となり、評価される面は大きいが果して我々の子孫に満足される対策がとられているだろうか。一方では昔の河川は再び戻らないと言われる。我々の生活によって環境の悪化を招いている現実からすれば、必ずしもこれで満足すべきものでないかも知れない。

生活環境の変化の中において我々は「今何をなすべきか」を考え将来に悔いを残さぬ様暗中摸索をくり返しながら論議し、検討し、調査し、方向づけて行く必要がある。

昭和55年度から閉鎖水域の一つである八郎瀧調整池の汚濁調査の解明が始まった。数年の調査で解明出来るものではないだろうが、早い機会に方向が見い出せたらと一翼を担う所員一同張り切っている。また独自で調査している硫黄酸化物の植物への影響など継続的に実施しているものもある。

このたび昭和55年度年報第8号を皆様にお届けすることになりましたので、ご高覧のうえご批判、ご指導を賜れば幸いと存じます。

昭和57年1月

秋田県環境技術センター

所長 園 部 孝 雄